報道機関　各位

記者発表資料
平成２３年１２月２２日（木）
問い合わせ先
環境未来都市推進課　担当：髙橋、島田
電話：８２９－１３２９
内線：３１３３

地域活性化総合特別区域の指定について

本市では、「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指して、平成２３年９月３０日付けで、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定について国に申請したところ、本日付で内閣総理大臣から指定されましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

１．　総合特別区域の第一次指定について

別紙１のとおり

２．　さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」指定にかかる経緯

別紙２のとおり

３．　さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」申請概要

別紙３のとおり

総合特別区域の第一次指定対象区域

(1)国際戦略総合特区

指定番号	地方公共団体の名称※	国際戦略総合特別区域の名称	指定区域	国際競争力強化方針
国際 1	北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	○	○
国際 2	茨城県及びつくば市	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～		○
国際 3	東京都	アジアヘッドクォーター特区		○
国際 4	神奈川県、横浜市及び川崎市	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区		○
国際 5	岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		○
国際 6	京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市	関西イノベーション国際戦略総合特区		○
国際 7	福岡県、北九州市及び福岡市	グリーンアジア国際戦略総合特区		○

※民間団体等を除いた地方公共団体の名称を北から順に並べています。

（2）地域活性化総合特区

指定番号	地方公共団体の名称※	地域活性化総合特別区域の名称	指定区域	地域活性化方針
地域 1	札幌市	札幌コンテンツ特区	○	○
地域 2	北海道上川郡下川町	森林総合産業特区		○
地域 3	秋田県	レアメタル等リサイクル資源特区		○
地域 4	栃木県	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区		○
地域 5	群馬県	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区		○
地域 6	さいたま市	次世代自動車・スマートエネルギー特区		○
地域 7	柏市	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区		○
地域 8	長岡市	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区		○
地域 9	伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市及び豊岡市	健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○
地域 10	富山県	とやま地域共生型福祉推進特区		○
地域 11	静岡県	ふじのくに先端医療総合特区		○
地域 12	浜松市	未来創造「新・ものづくり」特区		○
地域 13	豊田市	次世代エネルギー・モビリティ創造特区		○
地域 14	京都府及び京都市	京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～		○
地域 15	大阪府及び泉佐野市	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区		○
地域 16	兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市	あわじ環境未来島特区		○
地域 17	和歌山県	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区		○
地域 18	島根県益田地区広域市町村圏事務組合	「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区		○
地域 19	雲南市	たたらの里山再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）		○
地域 20	岡山県	ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区		○
地域 21	広島県	環境観光モデル都市づくり推進特区		○
地域 22	広島県	尾道地域医療連携推進特区		○
地域 23	山口県、光市及び柳井市並びに熊毛郡田布施町	次世代型農業生産構造確立特区		○
地域 24	香川県	かがわ医療福祉総合特区		○
地域 25	西条市	西条農業革新都市総合特区		○
地域 26	大分県、宮崎県	東九州メディカルバレー構想特区（血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区）		○

※民間団体等を除いた地方公共団体の名称を北から順に並べています。

さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」指定にかかる経緯

＊平成23年6月22日
「総合特別区域法(総合特区法)」が成立(8月1日施行)

⇩

＊平成23年8月15日
総合特区申請(1次指定分)受付け開始(～9月30日　受付け締め切り)

⇩

＊平成23年9月30日
さいたま市は、地域活性化総合特区として「次世代自動車・スマートエネルギー特区」を申請

全国からの申請件数：７７件

⇩

＊平成23年11月14日
専門家及び事務局による書面審査（1次評価）及び総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」）（2次評価）により決定した、ヒアリング対象地域の公表
・さいたま市の評価得点：13.375 点（全分野：11位、ｸﾞﾘｰﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ分野：6位）

ヒアリング対象地域：３４件（申請：７７件）

⇩

＊平成23年11月25日
検討会によるヒアリングにおいて、清水市長が「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の申請内容についてプレゼンテーションを行なう

⇩

・検討会において、ヒアリングを踏まえた指定推薦案を作成（3次評価）
・総合特別区域推進ワーキンググループ（副大臣・政務官クラス）が作成した意見案を踏まえた総合特別区域推進本部による指定案等の決定

⇩

＊平成23年12月22日
さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」について、内閣総理大臣による総合特別区域の指定を受ける

地域活性化総合特別区域 指定地域：２６件

（今後の予定）

※ **「国と地方の協議会」の開催**

⇩

※ **総合特区計画の策定・認定（内閣総理大臣）**

⇩

※ **規制の特例措置等を活用した事業の実施**

さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」指定申請概要

平成23年12月22日（木）
記者発表資料　別紙3
環境局環境未来都市推進課

【目的】

さいたま市が目指す「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けて、国に対して必要な規制緩和や財政支援等を求めるため、特区の指定を申請する。

【申請イメージと3つのプロジェクト】

「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けて、以下の3つの重点プロジェクトを推進する。

1．ハイパーエネルギーステーションの普及
2．スマートホーム・コミュニティの普及
3．低炭素型パーソナルモビリティの普及

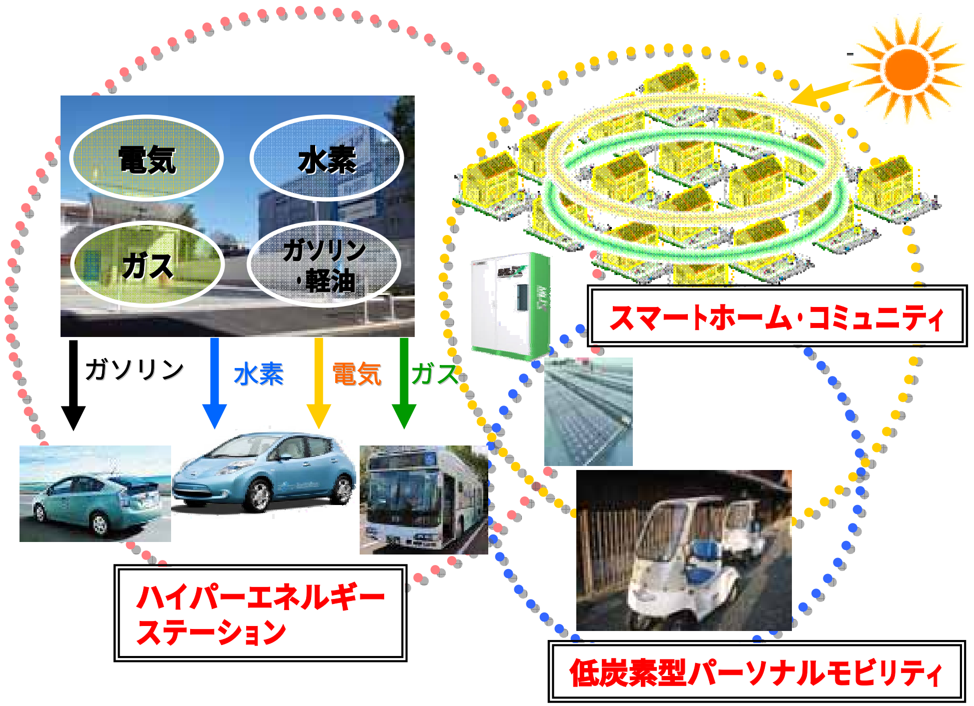

【規制緩和・事業概要】

1．ハイパーエネルギーステーション関係法令の緩和
　対象地区：ハイパーエネルギーステーション整備予定地
　緩和を求める規制：水素スタンドの整備に関わる規制等
　事業内容：既存のスタンドに水素充填施設等を備えたハイパーエネルギーステーションを市内に4箇所整備

2．スマートホーム・コミュニティ関係法令の緩和
　対象地区：みそのウイングシティの土地区画整理事業地内さいたま市桜区上大久保140番の1
　緩和を求める規制：地域でのエネルギー（電力）マネジメントに関わる規制等
　事業内容：太陽光発電や燃料電池により発電した電力をEVや蓄電池を活用して効率的に使用するスマートホーム100戸程度のコミュニティを構築

3．低炭素型パーソナルモビリティ関係法令の緩和
　対象地区：さいたま市全域
　緩和を求める規制：新しいモビリティの公道走行等に関わる規制等
　事業内容：産学連携による二人乗りのEV原動機付自転車の開発・普及

【市と国による支援等】

1．ハイパーエネルギーステーション設置支援
　市としてEV急速充電器の補助の拡充や新規の支援等を創設するとともに、国に対しても同様の制度創設や既存制度の拡充等を求める。

2．スマートホーム・コミュニティ整備支援
　市としてこれまで実施してきた太陽光発電システムや蓄電池に対する補助の拡充や新規の支援等を創設するとともに国に対しても同様の制度創設等を求める。

3．低炭素型パーソナルモビリティ開発等支援
　市として低炭素型パーソナルモビリティ研究・開発等についての支援制度等を創設する。

【申請から指定までのスケジュール】

9月30日	総合特区指定申請
11月中旬	2次評価までの結果の公表
12月下旬	特区指定

ハイパーエネルギーステーション概要

平成23年12月22日（木）
記者発表資料　別紙３
環境局環境未来都市推進課

平成28年

ハイパーエネルギーステーション － S☆（4箇所）

災害対応設備

太陽光発電
蓄電池
発電機

水素

停電時も燃料供給可能

ガソリン　軽油　天然ガス　電気　水素

水素燃料電池自動車

イメージ写真出典：水素供給・利用技術研究組合（HySUT）HP

FCVにも対応した、多様なエネルギーを供給でき、災害時も燃料を供給することが出来る「ハイパーエネルギーステーション S」を4箇所整備。

《ユーザー》
・どんな燃料のクルマでも、迷わず「ハイパーエネルギーステーション S」に行けばOK。

やっぱり「ハイパー」だね！

《スタンド経営者》
・エネルギーの集約により、経営コストを圧縮でき、収益性UP。

ハイパーエネルギーステーション（96箇所）

災害対応設備

太陽光発電
蓄電池
発電機

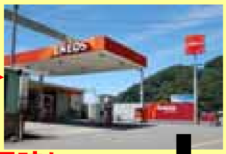

＋

電気

停電時も燃料供給可能

ガソリン　軽油　天然ガス　電気

EVにも対応した、多様なエネルギーを供給でき、災害時も燃料を供給することが出来る「ハイパーエネルギーステーション」を96箇所整備。

《ユーザー》
・どんな燃料のクルマでも、迷わず「ハイパーエネルギーステーション」に行けばOK。（水素燃料電池自動車を除く）

《スタンド経営者》
・既存のステーションに、普及しつつあるEV用の充電器を設置し、収益性UP。

現在

既存のガソリンスタンド（約160箇所）

ガソリン　軽油　天然ガス

既存のEV用充電器（約50箇所）

電気

ガソリン車

天然ガス自動車

電気自動車（EV）

《ユーザー》
・自分が使うクルマの燃料に合ったスタンドを探さなければならない。

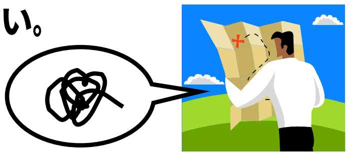

《スタンド経営者》
・バラバラに設置されていると人件費等、固定費が余計にかかってしまう。

イメージ写真出典：
（左）http://www.hedaunsousen.com/eneos.html

スマートホーム・コミュニティ概要

平成23年12月22日（木）
記者発表資料　別紙3
環境局環境未来都市推進課

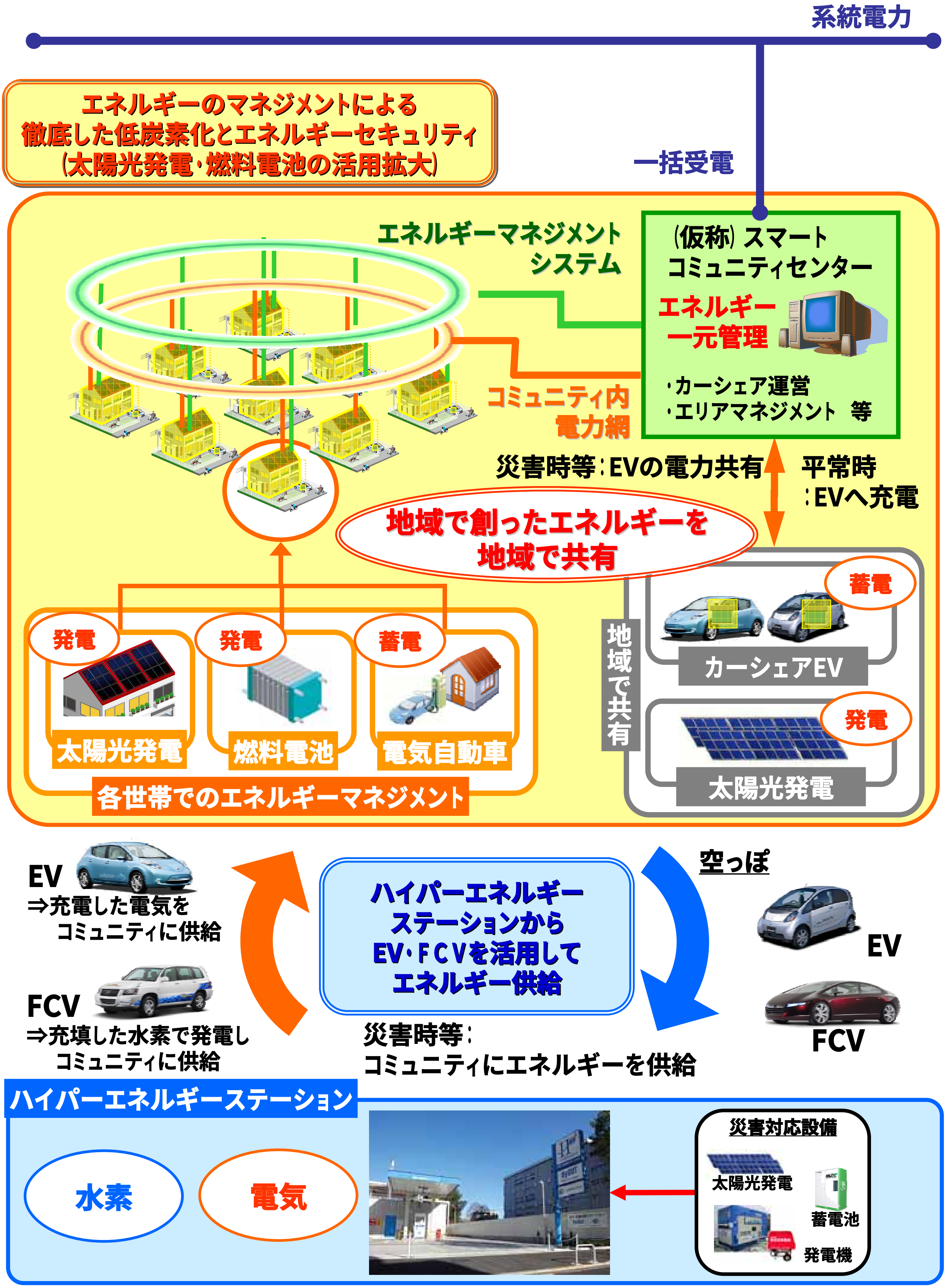

低炭素型パーソナルモビリティ概要

平成23年12月22日（木）
記者発表資料　別紙3
環境局環境未来都市推進課

現　在

- 手軽で便利な移動手段がないため、**中・近距離の移動に自動車**を使うことが多い。
- 特に高齢者や子育て世代は移動の自由が限られており、**交通事故リスク**や、家計負担増などの不利益を受けながらも自動車を使用。**不必要な環境負荷**をかけているという点で、社会的な損失でもある。

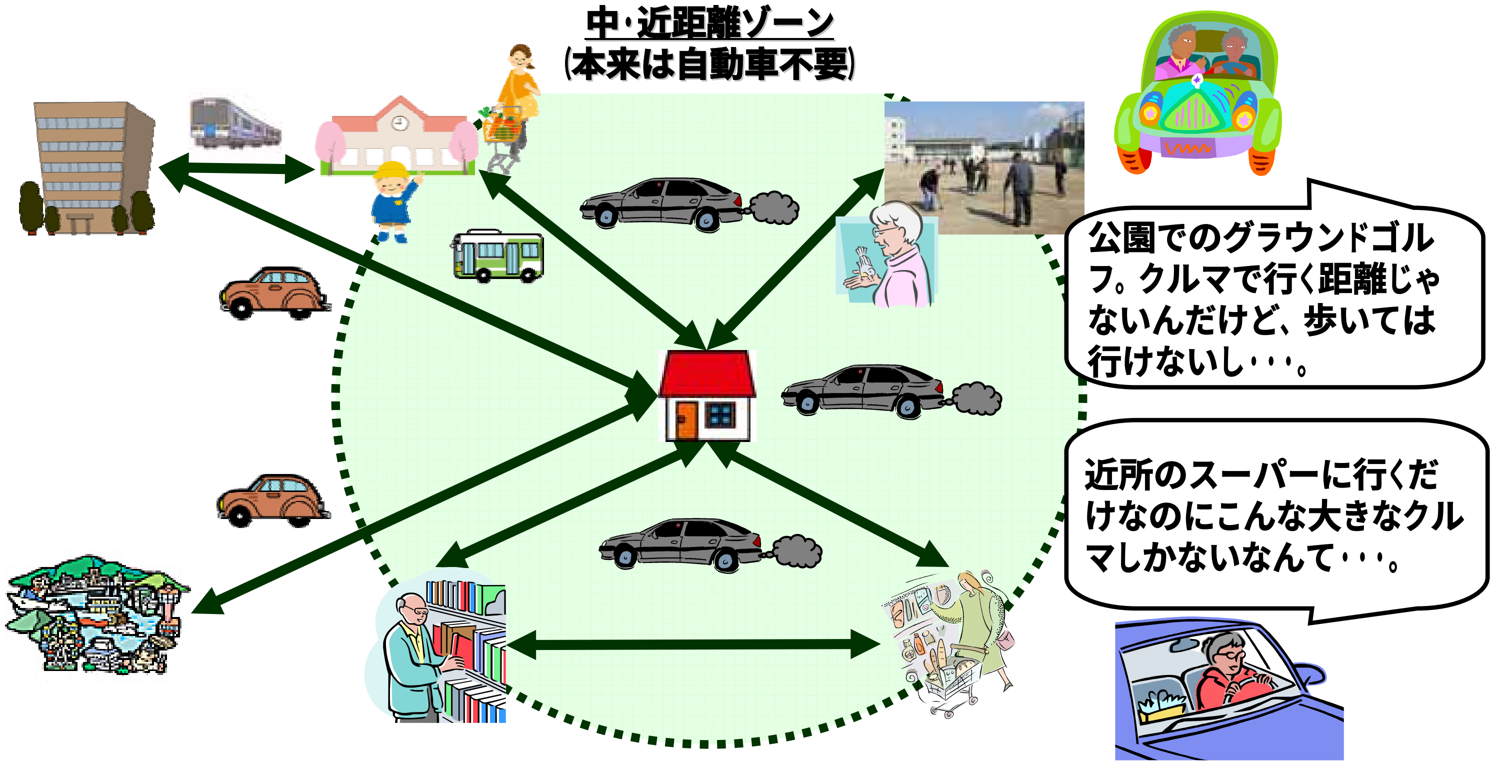

あるべき未来

- 例えば公共交通の結節点までの、中・近距離の移動に適したパーソナルモビリティの普及が望ましい。
- 環境負荷の少ない、低炭素型のモビリティの普及が望ましい。

⇒ **手軽に乗れ、使い勝手の良い低炭素型パーソナルモビリティの普及を進めたい！**
（例：2人乗りEV原動機付自転車 等）

（例えば・・・）
EV原動機付自転車に
座席を設け2人乗りに改造

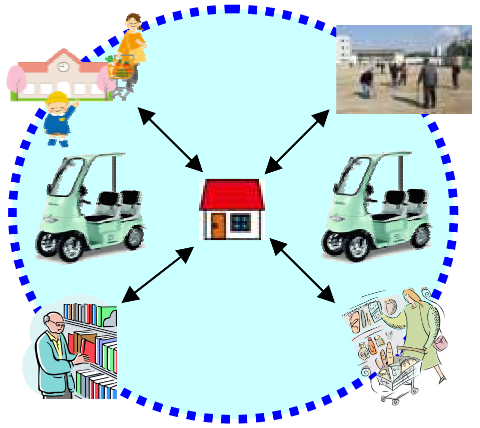

中・近距離は低炭素型パーソナルモビリティだけでOK